

女性に対する暴力をなくす運動 街頭啓発

それ、本当に大丈夫？

—ひとりで悩んでいないで、相談してください。—

女性に対する暴力をなくす運動は、毎年 11 月 12 日から女性に対する暴力撤廃国際日である 11 月 25 日までの 14 日間に実施されます。

この期間に合わせて、女性に対する暴力に関する相談窓口などを掲載したチラシを配布する啓発活動を行いました。



◇と き 令和元年 11 月 16 日 (土)

◇ところ まちの駅・新鹿沼宿

J A まつり (奈佐原町かみつが南部営農経済センター)

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力 (DV)、性犯罪、ストーカー行為、売買春・人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を一つのきっかけとして、人権尊重について考えてみませんか。

そして、女性に対する暴力の一日も早い根絶を目指しましょう。

11月12日～25日は
女性に対する暴力をなくす運動期間です

暴力の多くは、重なって起こったり、
繰り返され、エスカレートする傾向が…

× 身体的暴力

殴る、蹴る、首をしめる、
髪を引っばる、物を投げる、
刃物を突きつける など

× 性的暴力

嫌がっているのに性的関係を
強要する、
避妊に協力しない など

こわって
DV!

大声でどなる、おどす、
外出やつきあいを制限、
メールをチェックする など

× 精神的暴力

お金の使い方を厳しく管理、
外で働くことを禁じる、
子どもの前でなぐる など

× さまざまな暴力

早期発見・対応が、問題解決への第一歩。

「つらい」「なにかおかしい」
と感じたら、
ひとりで悩まず ご相談ください。

身近な人が苦しんでいたら、
専門機関に相談するよう
すすめてあげてください。



ドメスティック・バイオレンス
配偶者や恋人等からの暴力

たとえ、親密な関係であっても、
決して許されません。

DV

鹿沼市・鹿沼市男女共同参画社会づくり実行委員会

<配布ちらし>

[DV相談窓口] 一相談無料・秘密厳守

- ♥ 鹿沼市(市民部人権推進課)
 - 女性相談 ☎ 0289-63-8352 《月～金曜日》8:30～16:00
 - 人権相談 ☎ 0289-63-8351 《第2木曜日》10:00～15:00
- ♥ とちぎ男女共同参画センター(パルティ)
 - 相談ルーム ☎ 028-665-8720 《月～金曜日》9:00～20:00 《土・日曜日》9:00～16:00
- ♥ 認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ
 - ☎ 028-621-9993 《月～金曜日》10:00～17:00
- ♥ 県民相談室(栃木県警察本部)
 - ☎ 028-627-9110
- ♥ 女性の人権ホットライン(宇都宮地方法務局)
 - ☎ 0570-070-810 《月～金曜日》8:30～17:15

緊急時は 警察110番へ

令和元年度「女性に対する暴力をなくす運動」のテーマ
DVは、
パートナーだけでなく 子どもの心も壊すもの。

Save you! Save you! Save you! Save you! Save you!

